

6川こ保1第717号
令和6年8月13日

各民間保育所施設長様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第1課長

年齢別配置基準の変更に伴う各種運用について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和6年4月から、国の定める保育士の年齢別配置基準（児童福祉法に基づいて内閣府令で定める基準）が変更となっており、本市においても、令和6年第2回川崎市議会定例会（6月議会）において『川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例』の改正が可決され、既に改正後の条例が施行されているところです。

これに伴い、令和6年度以降の年齢別配置基準や関連する各種加算の運用については、以下のとおりといたします。既に令和6年度予算事務説明会で説明している内容とも一部重複しますが、改めて御確認ください。

1 年齢別配置基準の変更内容等

（1）主な変更内容

- ・保育士の年齢別配置基準（条例上の必要保育士数）について、3歳児を「20対1」から「15対1」に変更するとともに、4歳以上児については「30対1」から「25対1」に変更します。
- ・3歳児の職員配置を改善した場合に適用される3歳児配置改善加算については、当分の間、継続されます。
- ・4歳以上児については、新たに『4歳以上児配置改善加算』が創設されます。

<変更前>

歳児	配置基準	加算
0歳児	3対1	
1・2歳児	6対1	
3歳児	20対1	15対1に配置改善した場合に加算 (3歳児配置改善加算)
4・5歳児	30対1	



<変更後>

歳児	配置基準	加算
0歳児	3対1	
1・2歳児	6対1	
3歳児	15対1	当分の間、3歳児配置改善加算を継続
4・5歳児	25対1	当分の間、新たな配置改善加算あり (4歳以上児配置改善加算)

(2) 適用日及び経過措置

年齢別配置基準の変更は、令和6年4月から適用されます。従って、今年度以降、原則として、3歳児については「15対1」、4歳以上児については「25対1」の配置基準で運営していただく必要があります。

ただし、条例改正後の経過措置として、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときには、当分の間、条例改正前の配置基準（以下、「旧基準」という。）によることも妨げないものとします。

(3) 公定価格上の取扱い

国の取扱いに準拠し、公定価格上の必要保育士数は旧基準に基づき算定することとします。つまり、旧基準に基づいて運営を行っている限りにおいては、公定価格における基本分単価（※）の支給対象となります。

※基本分単価に含まれる職員構成としては、保育士のほか、施設長や調理員などを含み、このうち保育士の必要人数は、年齢別配置基準における必要人数とその他国基準における必要人数を合計した数です（従前どおり）。

2 各種加算の取扱い

(1) 3歳児配置改善加算

上述したとおり、3歳児配置改善加算については、当分の間、継続されます。

なお、経過措置により、当分の間は旧基準によることも妨げないものとしますので、3歳児の職員配置を「20対1」にすることも可能ですが、その場合には当該加算は適用されません。

<令和6年度の児童1人あたり加算単価>

基本分	加算分（処遇改善等加算Ⅰ）
8,040円	80円×加算率

(2) 4歳以上児配置改善加算

4歳以上児の職員配置を、条例改正後の配置基準（以下、「新基準」という。）である「25対1」に改善した場合に、適用される加算です。

3歳児配置改善加算と同様、旧基準による職員配置である「30対1」を継続する場合には、当該加算は適用されません。また、チーム保育推進加算を取得している施設についても、当該加算は適用されません。

<令和6年度の児童1人あたり加算単価>

基本分	加算分（処遇改善等加算Ⅰ）
3,210円	30円×加算率

※4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用されます。

《算式》

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \\ \text{(同)}\} = \text{配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)}$$

3 各種加算の考え方

(1) 休憩休息保育士の上限人数の算定方法

休憩休息保育士は、条例上の基準に基づく保育士（以下、「条例保育士」という。）の人数4人につき1人まで配置できるものとしておりますので、令和6年4月以降、この条例保育士の算定にあたっては、3歳児については「15対1」、4歳以上児については「25対1」という配置基準を用いることとなります。これは、経過措置により旧基準を適用している施設についても同様です（※）。

なお、配置基準としては新基準を適用することになりますが、『川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱』第5条第4項に規定する従前の休憩休息保育士の算定方法を変更するものではありません。

※週40時間勤務保障保育士雇用費や指導用給食費についても同様の取扱いとします。

(2) 各種加算の優先順位等

休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費は、国の基準を超えて職員配置を行う場合にその分の人件費等を補填する性質の加算であるため、適用にあたっては、国の公定価格上の加算である3歳児配置改善加算と4歳以上児配置改善加算の適用が優先されます。3歳児配置改善加算と4歳以上児配置改善加算との優先順位は無く、条例改正後の経過措置を踏まえ、いずれかの加算のみを選択適用することも可能ではありますが、休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費を取得するためには、両加算を取得する必要がありますので、御留意ください（※1）。

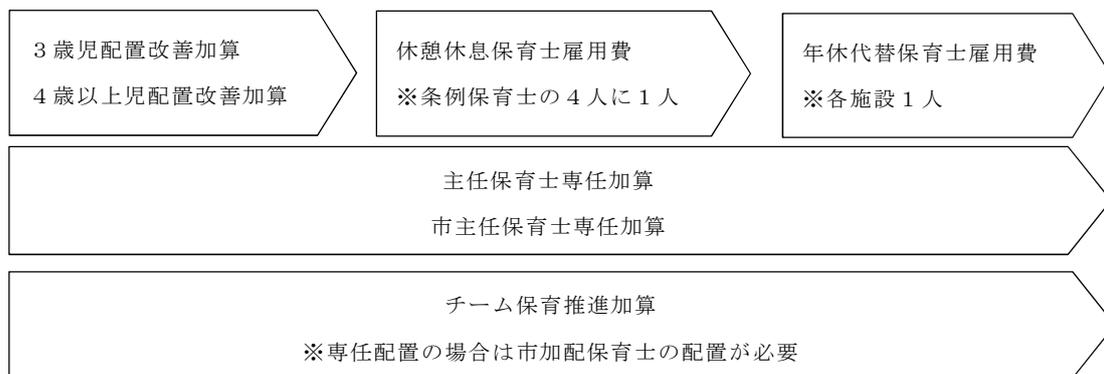
一方、国の公定価格上の加算であっても、主任保育士専任加算やチーム保育推進加算など、加算要件に一定の不確定要素が含まれる加算については、必ずしも休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費に優先されるものではありませんが、各加算の趣旨に鑑み、可能な限り体制整備等を行った上で加算を取得してください。

なお、チーム保育推進加算については、上述したとおり、4歳以上児配置改善加算との重複適用はできませんが、3歳児配置改善加算との重複適用は可能です（※2）。

※1 3歳児や4歳以上児の受入を行っていない施設については、休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費の取得にあたって3歳児配置改善加算や4歳以上児配置改善加算を取得する必要はありません。

※2 3歳児配置改善加算とチーム保育推進加算の両方を取得している場合で、更に加配保育士がいる場合であれば、4歳以上児配置改善加算を取得することなく休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費を取得することが可能です。

《加算の優先順位のイメージ》



《重複適用の可否》

	3歳児配置改善加算	4歳以上児配置改善加算	主任保育士専任加算	チーム保育推進加算
3歳児配置改善加算		○	○	○
4歳以上児配置改善加算	○		○	×
主任保育士専任加算	○	○		○
チーム保育推進加算	○	×	○	

4 今後のスケジュール

(1) 年齢別配置基準の変更に伴うシステム改修等

年齢別配置基準の変更に伴い、必要保育士数の計算等に関して、国の標準パッケージの仕様変更等も踏まえたシステムの改修等が必要となります。4歳以上児配置改善加算の適用有無のほか、休憩休息保育士雇用費や年休代替保育士雇用費の適用有無についても、令和6年4月分から遡及して修正となる（運営費に増減が生じる）可能性がございますので、予め御了承ください。システムリリースや遡及請求の方法等については、追って御案内いたします。

(2) 各種加算の認定等

3歳児配置改善加算については、認定前の暫定請求を可能としているところですが、4歳以上児配置改善加算については、申請・請求や審査・支払い等に関してシステムの改修等を要するため、システム改修等が完了次第、請求可能とします。

認定に関しては、3歳児配置改善加算と4歳以上児配置改善とを併せて行う予定であり、8月中に申請案内をさせていただく見込みですので、少々お待ちください。

《想定スケジュール》

	暫定請求	申請案内	認定	請求
3歳児配置改善 加算	4月から可	8月中 (予定)	9～10月 (予定)	必要に応じて認定 後に遡及修正
4歳以上児配置 改善加算	不可	8月中 (予定)	9～10月 (予定)	システム改修等が 完了次第、請求可

(保育第1課 担当)

電 話 044-200-2662